

受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を選定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「市内産木材の利用拡大に向けた調査業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 審査方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、評価点の合計が60点以上のもののうち最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が60点以上であっても別表「評価項目及び配点」の「業務実施体制」の評価項目において評価点が12点を満たす応募者がいない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

3 評価項目及び配点

各選定委員は、別表の「京都市経済への貢献」、「類似業務の実績」、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じて合計したものを評価点とする。各応募者の評価点は、全選定委員の評価点の平均点とする（小数第2位切捨）。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて良好
B	0.8	良好
C	0.6	普通
D	0.4	やや不十分
E	0.2	不十分

4 失格の条件

以下に挙げる場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 受託希望金額が委託金額の上限を超えている場合
- (3) 提案書等に必要な事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

